

泉南市いじめ防止基本方針

令和4年12月（改訂）

泉南市・泉南市教育委員会

目 次

はじめに.....	1
I いじめ防止等のための基本的な考え方.....	2
1 いじめの定義.....	2
2 基本理念.....	3
3 いじめの未然防止.....	3
II 市として取り組む施策.....	4
1 泉南市いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営.....	4
2 泉南市いじめ問題対策委員会の設置.....	4
3 学校への支援.....	4
4 相談窓口の周知.....	5
5 保護者など市民への啓発活動.....	5
III 学校が実施する施策.....	5
1 学校いじめ防止基本方針の策定.....	5
2 いじめ防止等の対策のための組織.....	6
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置.....	7
IV 重大事態への対処.....	9
1 重大事態の意味について.....	9
2 重大事態の報告.....	9
3 調査の主体と組織.....	9
4 調査結果の報告及び提供.....	10
5 市長による再調査等.....	10
V 関連資料.....	11

はじめに

子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化する中で、いじめの問題についても多様化するとともに、より複雑になり深刻化する傾向にあります。例えば、SNSなど新たなコミュニケーションツールの急速な普及は、人間関係構築の方法を多様化させ、保護者や教職員の認知が困難なネット上のいじめは、社会問題となっています。

泉南市では、これまでも、いじめは「重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない」「いじめられた児童生徒の立場になって取り組み、速やかに解決する必要がある」という考えのもと、「いじめ防止指針」をはじめ、大阪府教育庁が作成した様々な資料を活用しながら、いじめ防止対策等に取り組んできました。

泉南市では、平成24年10月に「泉南市子どもの権利に関する条例」が制定され、本市に生まれ育つ全ての子どもが「生まれてきてよかった」と心から思えるそんな「子どもにやさしいまち」の実現を目指しています。

平成26年3月には、いじめ防止対策推進法に基づき定められた国の基本方針を受け、泉南市いじめ防止基本方針（以下：「市いじめ防止基本方針」という。）を策定し、これをもとにした対策を講じてきたところです。

市いじめ防止基本方針は、法律をふまえ、泉南市、泉南市教育委員会や学校における取組を明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、市としてのいじめ防止のための総合的な方針です。

学校では、市いじめ防止基本方針の改定を受け、学校いじめ防止基本方針の見直しが行われ、新たな方針のもと、いじめ問題の克服をめざした取組が推進されます。

今回の改訂では、教職員がいじめの問題を抱え込まず、いじめ予防や早期発見等の取組を学校が組織として一貫して行うべきであることを明記しました。また、いじめが生じた時の学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童生徒はもちろんその保護者にも、安心して学校生活を送ることができるとともに、いじめの加害行為の抑止にも役立てることとしました。さらには、加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、その支援につながる取組も進めることとしています。

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うこととし、校種間や学校と保護者の連携を密にするとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導も組織的に行っていきます。

泉南市では、この基本方針に基づき、市内の全ての学校や関係機関をはじめ、市民全体で、いじめ問題の克服に向けて取り組んでまいります。

I いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条には、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければなりません。

そして、具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。

ただし、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要です。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要です。

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組むことが必要です。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、地域社会全体が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

3 いじめの未然防止

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあります。いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切です。

しかし、未然防止の取組を充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難なことです。したがって、いじめを早期に発見すること、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点が特に重要です。

そのためには、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが必要

です。

また、子どもたちが、気がねなく相談できる環境を整えるとともに、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことも大切です。

Ⅱ 市として取り組む施策

1 泉南市いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営

市は、法第14条1項に基づき、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、「泉南市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

連絡協議会は、泉南市立学校（以下「学校」という。）の校長会代表、同教員代表、市教育委員会、関係行政機関の職員等により構成します。

連絡協議会は、市いじめ基本方針に基づく取組を効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行います。また、市いじめ防止基本方針の内容について、PDCAサイクルにより点検し、必要に応じて見直しを行います。

2 泉南市いじめ問題対策委員会の設置

法第14条3項に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例により市教育委員会に「泉南市いじめ問題対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置します。

委員会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成します。委員会は、市いじめ基本方針に基づく学校におけるいじめの防止の取組についての審議を行うとともに、法第28条に基づき、学校での重大事態に係る調査を行います。

3 学校への支援

（1）学校の取組に対する指導等

市教育委員会は、学校におけるいじめ防止基本方針の見直しや体制の整備及びいじめ防止の取組の推進に関して、指導・助言するとともに必要な情報提供を行います。

また、生徒指導をより充実させるため学校教育アドバイザーの派遣を行います。さらに、福祉等に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー等を派遣し、いじめの防止を含む教育相談への対応や年間計画に沿った学校の取組への支援を行います。

いじめ事象が発生した際、必要に応じて指導主事の派遣や、臨床心理士等外部の専門家に派遣を依頼するなどして、学校のいじめへの対応を支援します。

(2) 教員の資質向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修の充実を通じて教員の資質能力の向上を図ります。

4 相談窓口の周知

(1) 教育相談の実施

市教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付け、泉南市子ども総合支援センター等の関係機関と連携しながらその解決を図ります。また、大阪府教育センターにおける教育相談（子ども向けの「すこやかホットライン」、保護者向けの「さわやかホットライン」）等の活用を促します。

(2) 相談窓口の広報

市教育委員会のホームページ等において、市の教育相談をはじめとして大阪府教育センターの相談窓口等について広報します。

5 保護者など市民への啓発活動

法第9条において、保護者は、保護する児童等がいじめを行うことのないように規範意識を養うための指導等を行い、また、いじめを受けた場合には適切にいじめから保護するものとする、さらに国、地方公共団体、学校の設置者及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとされています。

こういった保護者の責務を果たせることができるように、PTA対象の人権研修をはじめとして、保護者など市民へ広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解が促されるよう、広報啓発を行います。

Ⅲ 学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針の内容

法第13条に基づき、学校は、取組の基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。

学校基本方針には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置や、未然防止、早期発見、重大事態も含め通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応などについて記載することとしています。

また、児童生徒一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を

進めるため、いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けることとしています。

(2) 学校基本方針の運用

学校基本方針を策定する際、例えば、その実効性を高めるため、検討段階から児童生徒や保護者、地域関係者等の参画を得るなど、いじめ防止等に関わる者が主体的かつ積極的に参加できるようにすることが大切です。

また、学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか、校内に設置する組織を中心に点検し、P D C Aサイクルにより必要に応じて見直すことも大切です。

さらに、学校基本方針を実効的なものにする取組の一環として、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に周知し、W e b ページなどにも掲載します。

そして、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な内容をプログラム化した「学校いじめ防止プログラム」やアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方を定めた「早期発見・事案対処のマニュアル」の作成が必要です。

2 いじめ防止等の対策のための組織

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置きます。

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図ります。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、児童生徒から活用されるよう、その取組を積極的に周知する必要もあります。

次に、学校のいじめ対策組織は以下の役割を担うものとします。

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩み

を含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校基本方針に基づく各種取組】

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

ア 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要です。

とりわけ学校では、児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していくことが必要です。

(2) いじめの早期発見

ア 小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。小さな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持つことが何より大事です。

そして、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えなければなりません。

イ 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。

(3) いじめへの対処

ア 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先です。

関係者で緊密に連携した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実関係の確認を行います。

学校は、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなど、市教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していきます。また、「いじめの認知状況報告書（様式A）」（泉南教委指第526号令和4年4月28日付通知）により、速やかに市教委に報告します。

イ いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要です。いじめた児童生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えなければなりません。また、この際、大切なことはいじめた児童生徒の保護者との連携です。事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めることが大切です。

いじめた児童生徒自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があります。

いじめた児童生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童生徒との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ規範意識や社会性を育成していかなければなりません。また、必要に応じて警察や福祉機関との連携による指導も必要です。

ウ 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童生徒の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいます。いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければなりません。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしてきた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であること理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要です。

(4) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされて

いる必要があります。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、学校は、いじめ認知から3か月が経過した後、「いじめのその後の状況報告書(様式B)」(泉南教委指第526号令和4年4月28日付通知)を市教委に提出します。その後、いじめが解消されるまで1か月毎に様式Bにより市教委に報告します。「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の意味について

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起こっています。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないよう対策を講じる必要があります。

そのため、市、学校の設置者、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要があります。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、速やかに市長に事態発生について報告を行います。

3 調査の主体と組織

市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行います。

市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

(2) 市教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が調査を行います。

その場合は、市教育委員会に設置された附属機関である委員会が行います。なお、被害児童生徒及びその保護者が希望される場合は、委員会での調査を経ることなく、市長部局内に設置された附属機関「泉南市いじめ再調査委員会」（以下「再調査委員会」という）で調査することも可能です。ただし、その場合でも、事前に学校による調査を行うことは必須となります。

4 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行います。学校が主体となって調査を実施した場合は、学校の設置者を通じて市長に報告します。また、市教育委員会が主体となった場合も、市教育委員会が、市長に報告します。

また、学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

5 市長による再調査等

(1) 再調査の方法

ア 4の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行います。

イ 再調査は、公平性・中立性をはかるため、再調査委員会を設置して行います。なお、被害児童生徒及びその保護者が希望される場合は、委員会での調査を経ること

なく、再調査委員会で調査することも可能です。ただし、その場合でも、事前に学校による調査を行うことは必須となります。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、市立学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

V 関連資料

- ◇ いじめ防止対策推進法（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm
- ◇ いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/04/05/1304156_02_2.pdf
- ◇ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf
- ◇ いじめ防止指針（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/ijimebousisisin.html>
- ◇ いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ いじめ対応プログラム実践事例集（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ 5つのレベルに応じた問題行動へのチャート（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/index.html>
- ◇ 「いじめの認知状況報告書（様式A）」（泉南市教委指導課）
- ◇ 「いじめのその後の状況報告書（様式B）」（泉南市教委指導課）

いじめの認知状況報告書【様式A】

令和 年 月 日
 泉南市立 学校
 校長 印
 記入者

被害 児童生徒	年 組	フリガナ 氏 名	性別
加害 児童生徒	年 組	人 数	男 人 ・ 女 人
認知日	令和 年 月 日	発生日	令和 年 月 日
解消状況	<input type="checkbox"/> 解消している<*本人、保護者への確認済+行為が止んでいる状態が3か月以上> (解消日 令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 解消に向けて取り組み中 <input type="checkbox"/> その他 ()		
認知のきっかけ	<input type="checkbox"/> 担任の教師が発見 <input type="checkbox"/> 担任以外の教職員が発見 (教職員の関係 :) <input type="checkbox"/> SC、SSWが発見 <input type="checkbox"/> アンケート調査等学校の取組みにより発見 <input type="checkbox"/> いじめられた本人からの訴え <input type="checkbox"/> 本人の保護者からの訴え <input type="checkbox"/> 他の児童生徒からの情報 <input type="checkbox"/> 他の児童生徒の保護者からの情報 <input type="checkbox"/> 地域からの情報 <input type="checkbox"/> 関係諸機関からの情報 <input type="checkbox"/> その他 (匿名による投書など) ()		
いじめの態様	<input type="checkbox"/> 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 <input type="checkbox"/> 仲間はずれ、集団による無視をされる。 <input type="checkbox"/> 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。→*生徒間暴力の確認 <input type="checkbox"/> ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。→*生徒間暴力の確認 <input type="checkbox"/> 金品をたかられる。 <input type="checkbox"/> 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 <input type="checkbox"/> 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 <input type="checkbox"/> パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 <input type="checkbox"/> その他 ()		
事案発生状況 (被害児童生徒・加害児童生徒の状況、学校や家庭での様子、出席状況等)			

学校の対応	
校内対策委員会開催日	
校内対策委員会メンバー	
その後の状況(解消状況、継続支援状況、出欠状況等)	
その他(市教委・関係諸機関との連携等)	

注：3か月後に【様式B】「いじめ問題のその後の状況について」の提出をお願いします。

いじめのその後の状況報告書【様式B】

令和 年 月 日
 泉南市立 学校
 校長 印
 記入者

被害 児童生徒	年 組	フリガナ 氏 名	性別
加害 児童生徒	年 組	人 数	男 人 ・ 女 人
認知日	令和 年 月 日	発生日	令和 年 月 日
解消状況	<input type="checkbox"/> 解消している<*本人、保護者への確認済+行為が止んでいる状態が3か月以上> (解消日 令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 解消に向けて取り組み中 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その後の状況(解消状況、継続支援状況、出欠状況等)			
校内対策委員会開催日			
校内対策委員会メンバー			
その他(市教委・関係諸機関との連携等)			

注①：この【様式B】は、【様式A】「いじめの認知状況について」を提出した3ヶ月後に提出をお願いします。

注②：解消状況で「解消に向けて取り組み中」にチェックがある場合は、その後解消されるまで1ヶ月ごとに提出を継続して下さい。